

第 4029 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2010年)平成22年 6月30日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 純損失の繰越控除ができない場合

**Q**：私は昨年の確定申告で、純損失の繰越控除の適用を受ける申告をしましたが、今年事業を廃止します。この繰越控除は切り捨てになるのですか？

**A**：一定の場合には、繰戻還付の適用を受けることができます。

### 【解説】

純損失の繰越控除の申告をした人が、次の要件に該当する場合には、繰戻還付の適用を遡って受けることができますこととなっています。

- ① 居住者について、事業の全部を譲渡した場合又は廃止した場合、事業の全部を相当期間休止している場合又は重要部分を譲渡した場合
- ② ①の前年に生じた純損失の金額がある場合
- ③ その前年及びその前々年において、青色申告による申告書を提出していること
- ④ ①の事由が生じた年分の確定申告書を期限内に提出すること

したがって、あなたが過去2年間、青色申告の申告書を提出しており、今年度の確定申告書を期限内に提出するというのであれば、過去に遡って純損失の繰戻還付の適用を受けることができますこととなります。

なお、純損失の繰戻還付の請求をした場合には、税務署長が調査をして、請求額を限度として還付又は還付請求の理由のないことを書面により通知することとなっています。

